

公害等調整委員会とは

公害等調整委員会は、総務省の外局として設置されている行政委員会で、

(1) 調停や裁定などによって公害紛争の迅速・適正な解決を図ること

(公害紛争処理制度)

(2) 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図ること

(土地利用調整制度)

を主な任務としています。

○委員会を構成する委員長及び委員6人は、法曹有資格者や各分野の専門家で、国会の同意を得て内閣総理大臣により任命されます（任期は5年）。

○紛争によっては、専門的な調査を行うために、関係する分野の学識経験者等が専門委員に任命されます。

○裁判所に準じた手続により、相対立する利害の調整を行うことができるよう、法律により中立性、独立性が確保されています。

○委員会の事務を補佐するために事務局が置かれ、裁判官経験者（裁判所との人事交流）などの職員が配置されています。

委員長及び委員一覧

	(経歴・現職)		(任期)
委員長	ながの 永野 厚郎	元名古屋高等裁判所長官 ※	令和 4年7月 1日 任命 令和 9年6月30日 任期満了
委員	きたまだ 北窓 隆子	医師（元姫路市医監）	令和 6年7月 2日 任命 令和 9年6月30日 任期満了
委員	なかむら 中村 也寸志	元東京高等裁判所判事 部総括 ※	令和 7年7月 1日 任命 令和12年6月30日 任期満了
委員	わこう 若生 としひこ 俊彦	元富士通(株) シニアアドバイザー、 元総務省総務審議官	令和 3年7月 1日 任命 令和 8年6月30日 任期満了
委員（非常勤）	おおたき 大瀧 あつこ 敦子	弁護士（元司法研修所教官） ※	令和 7年7月 1日 任命 令和12年6月30日 任期満了
委員（非常勤）	おおはし 大橋 よういち 洋一	学習院大学専門職大学院法務研究科教授	令和 3年7月 1日 任命 令和 8年6月30日 任期満了
委員（非常勤）	かとう 加藤 かずみ 一実	(国研) 産業技術総合研究所フェロー、 元理事	令和 4年7月 1日 任命 令和 9年6月30日 任期満了

注1) 令和7年7月1日現在

注2) ※は弁護士となる資格を有する者

公害等調整委員会のしごと

公害紛争の迅速・適正な解決

公害紛争処理法（昭和 45 年制定）に基づき、公害紛争の迅速・適正な解決を図ることを任務としています。

●公害紛争事件の処理

公害等調整委員会は、各都道府県に置かれている公害審査会等と分掌し、公害紛争の当事者からの申請等に基づき、裁定、調停等の手続により、紛争の迅速・適正な解決を図っています。

●公害苦情相談に関する地方公共団体との連携

地方公共団体には、公害苦情を迅速・適正に解決するために公害苦情相談窓口を設けたり、公害苦情相談員を置いたりしています。

公害等調整委員会は、苦情処理のノウハウの向上を図るとともに、公害苦情処理状況に関する調査を毎年度実施しています。

鉱業等に係る土地利用の調整

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年制定）に基づき、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図ること等を任務としています。

●鉱区禁止地域の指定

各大臣又は都道府県知事の請求に基づいて、鉱区禁止地域の指定を行っています。

●鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

鉱業法、採石法又は砂利採取法などに基づく特定の処分について、これを不服とする者からの申請に基づき裁定を行っています。

●土地収用法に基づく処分に対する意見照会等

土地収用法、鉱業法等に基づき、主務大臣等が行う審査請求の裁決に係る意見照会への回答、処分に係る承認等を行っています。